

第 1 問

第1 規制①の憲法適合性について

1. 規制①は、顔を隠して集団行進(集団示威運動を含む)に参加することを禁止することにより、団体の構成員が顔を隠して集団行進をするとの「一切の表現の自由」(憲法21条1項)を侵害しているため違憲であるか問題となる。

2. 顔を隠して集団行進をする自由は「一切の表現の自由」(憲法(以下法名略)21条1項)により保障されるか。

表現の自由の優越的地位が認められる理由は、表現の自由には民主政に資する価値と自己実現の価値が認められ、思想の自由市場は、民主政の過程では回復困難であるからである。

そのような表現の自由において、誰が表現しているかは重要ではなく、真理の探究のためにはなるべく広く表現行為が保障されるべきであるから、顔を隠して集団行進をする自由も「一切の表現の自由」として保障されるべきとも考えられる。

一方で、顔を隠すと自然に特定のメッセージは込められているのであるから、「表現」とはいえず保障されないとも考えられる。

しかし、集団行進等を通じて特定のメッセージを表現者の個人情報を中心として伝えるという匿名言論は、思想の自由市場を活性化し、民主政や個人の自己実現としても有益であるから「一切の表現の自由」として、したがって上記自由は、21条1項により保障される。

る。本件規制は、何人も、集団行進において、正当な理由なく、顔面を覆う行為をしてはならず、これに違反した者は、10万円以下の罰金に処せられるので上記自由は制約されている。

⑥ 1/3

① 1

② 1

③ 1

⑦ 2

点数
70

(第

問

)

4. 21条1項の保障は、絶対無制限のものでなく、「公共の福祉」
(12条13条)により制約されるが、この制約の制約まで許されるか
規制の重要性、~~規制の必要性~~ 規制の態様等を考慮して決する
表現の自由は、上述のように重要な権利である。また、この規制態様
は、正当な理由があり、目的を要する行為をしてはならない
という、匿名主義を直接規制する重大な規制態様である。

ために、意見を~~発表~~するにも集団行為を通じてメッセージを
届けることは十分に可能であり、集団行為を~~行う~~こと自体はできる
のでおける。表現の自由に対する~~間接的~~ 間接的 制約たること
なり、重大な規制態様とはいえないと考える。実感ある

しかし、デモの報道で顔が映る心配がある。デモに
デモに参加する者として、顔を出すと禁止されると、表現自体を
禁止されるのと同様で、今後デモに参加しない者も効果を存する
重要な規制態様であると考える。著者

また、~~デモ~~ デモ 自然とデモを行っている多くの参加者に一律に
適用される内容中立規制であり、表現の理解自体に善悪した規
制ではないので、規制態様は重大ではないとの見解もある。

しかし、「主権者政治や職場のことも含めデモに参加
できる」という匿名での政治デモへの参加の機会を一律に禁
止することは、思想の自由市場に参入する表現行為を減少させる
ため、規制態様は重大である。

したがって、重要な権利に対する重大な規制であるので、目的
が必要不可欠であり、手段が~~手段~~ 手段 必要かつ最小限度において目的を達成

第

問

できない場合でない限り、違憲である。

5 (1) 規制①の目的は、集団行進において公共の安全を害する行為を行わせるのを抑止することである。

前人を隠れデモ参加者、放火等の暴力行為を行っており、生命や財産等の重要法益を害するといふゆえ、必要不可欠といえる。

(2) たしかに、前を隠れ被疑者の特定が難しいため、逮捕者は暴力的な行為を行なった者の一部に限定されていたのであり、前を隠れさせているのは、犯罪の抑止することはできる。

しかし、このようなデモ行進にかつては、警察署の整備がされ、それを強化したり、街中で行われる犯罪の場合、犯行カメラの設置により検挙できると考える。

したがって、より厳格な手段において目的を達成できるので、本件規制①は、2/2項に反し、違憲である。

第2 規制②の憲法適合性について

1. 規制②の法の建付けは、(a) A1委員会が、集団行進において公共の安全を害する行為を行っていると言明する団体に對して、

1年を超えない期間、A2庁長官による意見聴取を行なう。

(b) 意見聴取を受けた団体の代表者は、名義のいかんを問わず、団体の活動として団体の主義、主張等を不特定又は多数の

者に對して伝えるために利用している機関紙、ウェブサイト、SNSのアカウント等により、1か月ごとにA長官に對して報告する義務を負い、

意見聴取を受けた団体の代表者は、その報告義務に違反すると、50万円以下の過料に処せられるものである。

第

問

2. 本件規制②は 飲食処分を受けた団体か、そのことを意識して自覚する
行為をするに必要 隠れた目的としてあり、当該団体は、その活動の
ために活用している機関紙、ウェブサイト、SNSのアカウント等による
表現行為に対し、萎縮的効果を与えるものであり、21条1項に反
しないか問題となる。

当該団体や、構成員が SNS 等で表現をすることは 21条1項で保
障される。しかし、その保障は絶対的制限ではなく、公共の福祉上（12条、13条）による
制約を受けるが、公共の福祉の範囲内には、権利の重要性、規制態様等を考慮して
決まる。表現の自由は、上述の法に重要な権利であり、匿名で SNS を使用して政治的
表現をすることは、民主政治の健全な発展に寄与するもので、特に重要な権利である
ために、本件規制は、公共の安全を害する行為を実行的に抑止するため、
そのような行為を助長している団体の活動を把握する目的であり、表現内容の
有する害害に基いた内容規制ではないため、間接的・随時的な制約にすぎないとも考
えられる。しかし、上述の如く、飲食処分を受けた団体は、そのことを意識して自覚
する行為をするに必要 隠れた目的としてあり、表現を禁ずる目的とする
規制であるので、重大な規制態様である。したがって、目的が必要不可欠で
あり、手段が手段か、他に目的を達成するために他に数少ない手段
がないと認められ、合憲とする。

上記の如く、~~英一~~ 徳行政監察活動によって達成できるものであり、
本件規制②をする必要性が無いので、必要不可欠とはいえない。
仮に、必要不可欠な目的であったとしても、手段性か、どうか。
ただし、構成員の 10%以上という基準を用いて、特定の対象を
実際に、問題を起した団体だけに絞り込むことかできていないのか。

抽象的
指摘は
しづらい
本問は
具体性
の指摘
が必要

(32) 2/5
(39) 1
(35) 1
(36) 1
(54) 2
(57) 5
(56) 2

第 1 問

手段も含まれるといいうる。

しかし、監視目的に把握し、同様の活動に継続的に飲食しなく
ても、日々の行政活動活動により、自らの達成でまると考えらるが
2)を以てして、違法である

3, また、13条は自己情報コントロール権を保障していると考える。

したがって、AIシステムに SNSのアカウント等も被念しなくてはならぬ
公務員等とその情報と提供されることを、コントロールできない本件
においては、13条違反性が問題となる。

さらに、公務員には、秘密義務があり、また、本件で被念義
務の発生している情報から、サービスの利用にもとめて月々している更
加に、氏名、住所、パスワード等の情報も含め、いまい
ので、13条違反は生じないとも考えらる。

しかし、個人生活に代表する権利にPRする構成員
員が、個人生活のアカウントを使って同様の主張を流布す
る場合も含めて、これを監視目的に把握し、同様の活動
を継続的に飲食するとは、自己の私生活をプライバシー情
報を侵害するものであり、13条に反し、違法である。

4, したがって、本件裁判例は、2)を以て、13条に違反しない。

（1)のや否やの判断は? 以上。

設問1は 点取以上に示されています
 設問2は 設問4には 伝わりづらい答案です。

科目名	受講クラス	学籍番号	採点
R3 憲法			46/100

第1. 規制①の合憲性

規制①は、集団行進において公共の安全を害す行為が行われるのを抑止するために、正当な理由がない限り顔面を隠して集団行進に参加するものを禁止しようとするものである。

1(1) 憲法21条1項は、集会の自由を保障する。集会の自由が同項によって保障されたのは、集会は、外部の者に対して集会の目的を伝達することができるといふ点で表現の自由の一側面を有するから、また、集会の参加者は、他の参加者との交流を通じて多様な物理的・精神的利益を得ることができるといふ点からである。

集団行進も、要するに集会であるから、~~憲法~~ 集団行進の自由も憲法21条1項により保障されると理解される。

(2) 規制①により、人々は顔面を隠して集団行進に参加することができなくなる。この点、顔面を隠さなくても集団行進を通じて十分にメッセージを届けることは十分に可能であるから、憲法21条1項は顔面を隠して集団行進することまでは保障していないとの反論が考えられる。しかし、顔面を隠すことにより報道で顔が映る心配がなく、就労活動や職場のことに気にせず、デモに参加することができるといふ点で、顔面を隠しての集団行進は、人々にとってより自由な意見表明を促す側面を有する。また、顔面を隠すと自身体によりそのスタイルが大きな注目を集めること、集団行進の目的をより多くのの人に伝えることが可能となる。したがって、憲法21条1項は、顔面を隠して集団行進に参加する自由を保障するものである。

規制①は、このような自由に対する制約を制約するものである。

2. もっとも、上記自由も無制約に保障されるわけではなく、「公共の福祉」(憲法12条、13条)の下で、必要最小限度の制約に服する。そこで、規制①が「公共の福祉」に基づく制約といえるかが問題となる。

制1分
 表1ページ

「公共の福祉」に基づく制約といえるかどうかは、規制の目的・内容・必要性と
 天見制によって制約を受ける利益の内容・性質及びその程度を比較衡量して決する。

(1) ~~道路における集団行進は、特定の表現方法、または特定の手段によって重~~
~~要な表現の方法であるから、どこまでこれを許すことと否認するべきである。~~

また、集団行進の中でも、特に集団示威運動においては、集団の一
 瞬にして暴徒化し、勢いの赴くところ実力によって法と秩序を蹂躪する危険
 を内包しているから、静穏な集会の自由が保障される限り、これを一般的に制約
 することも許されるという考え方もある（東京都公安条例事件）。

(2) しかし、~~集団行進示威運動であるから~~ いかなる態様の集団行進であっても
 表現の行為としての一側面を有していることは否定できない。そこで、表現の自由の
 重要性にかんがみて、~~規制の目的が重要は公共の利益のためになされるもので~~
 ある、明らかに差し迫った危険の発生が、見（本的に）予見される場合に限り、規制制
 ①は合憲になると考える。（新潟県公安条例事件）。

3. 規制制①の目的は、集団行進において公共の安全を害する行為が行われるのを
 抑止する点にある。顔隠しに参加者の一部が商店のショーウィンドウを破壊する
 ごみ箱に放火するなど、暴力的な行為を行なうことで、一般市民の生命・身（本
 財産に対する危険が現に生じている以上、かかる危険の発生を防止することはい
 重要な目的である。

そして、顔隠しに参加者の一部は警察官を負傷させ、拳銃十名は逮捕され
 ている。しかし、顔を隠している被疑者の特定が難しいため、逮捕者は暴力的な
 行為を行った者の一部にとどまっており、その全てを拘捕することができていない
 ではない。このように顔隠しに参加者の一部が商店のショーウィンドウを
 破壊し、ごみ箱に放火し、さらには警察官を負傷させているとなると、顔を隠し

※解答は左ページから書き始めてください。

2 ページ

裏面へ

て集団行進をすること~~が~~が言可された時点で、明らかに差し迫った危険が
具体的に予見されるというから、規制①は合憲であるとの反論もありえる。

しかし、逮捕者の半数以上顔隠して集団行進する団体の不審成員として、事の
暴力的な行為を目的として一時的に集まった者であったのだから、~~集団行進~~顔隠した

集団行進が行われる~~こと~~と~~その~~自~~ら~~に~~より~~明らかに差し迫った危険からといって常に

これらの者が参加するかどうかは分からない。また、その場の雰囲気~~に~~刺激さ
れた一般の参加者が~~また~~暴力的行為に加わったにすぎない場合もあったの

だから、~~やはり同様~~にまた同居させて集団行進参加者により暴力的行為
が行われた事例が多くあるにせよ、顔隠した集団行進それ自~~ら~~を言可する

ことで明らかに差し迫った危険の発生が具体的に予見できるといえない。

4. よって、規制①は違憲である。

第2. 規制②の合憲性。

規制②は、公共の安全を害する行為を実効的に抑止するため、そのような行為を
自~~ら~~長けている団体の活動を把握することを目的とし、~~また~~、集団行進において公共の

安全を害する行為を行った団体を観察対象として指定し(以下、「観察処分」とする。)、
観察処分に付された団体の活動のために利用しているSNS、ウェブサイト、

SNSのアカウント等(以下「情報(元データ)」とする。)について報告を義務付けるこ
とを内容とする。

1. 憲法21条1項は、結社の自由を保障する。集団行進を行う団体が活動する
自由も、結社の自由により当然に保障される。

規制②により観察処分に付された団体は、団体の利用する情報(元データ)
をA2庁長官に対し報告する義務を課せられる。このような報告義務を課せられ

ると、団体は~~その~~情報(元データ)及びその不審成員は、その利用する情報(元データ)を

通じて自己の思想・信条を伝達することに著信することになり、~~国(本が)~~
 自由に活動することができなくなる。したがって、規制②は国(本が)自由に活動を行う
 自由を制限する。

2. もっとも、上記自由も無制限に許容されるわけではなく、「公共の福祉」に基づき必
 ず最小限度の制限に用いることは、規制②は「公共の福祉」に基づく制限といえる。

(1) 規制②は、公共の安全を害する行為を客観的に抑止し、そのような行為を助長してい
 る国(本)の活動を把握することと目的とするものである。から、規制②は国(本)の活動をそれ
 自体を直接的に制限するものではなく、~~客観的な結果を生じさせることと目的とするものである。~~
~~また、表現行為に対する直接的な制限を目的としたものではなく、(目的を)~~
~~達成するために何らかの制限がはたらき、結果、表現行為に対する制限が生じることという~~
~~意義と事件の判断枠組みが参考になると思われる。~~
~~しかし、事件における規制②は、~~ ~~これを目的とするのではなく~~
~~これを目的とするのではなく、間接的(付随的)制限であるとして、意義と事件の判断枠~~
~~組みが参考になると思われる。~~

しかし、規制②がされることにより、~~客観的な~~ 客観的な付随に付され

(1) 規制②は、公共の安全を害する行為を助長している国(本)の活動を把握すること
 及び客観的な付随を受けた国(本)がそのことを意識して自発的な行為をとることを期待して
 行われるものである。したがって、その目的は、国(本)の活動それ自体を制限することにある
 ではない。間接的(付随的)制限にあたるから、意義と事件の判断枠組みが参照
 されるべき事案であるという考え方がありえる。

しかし、国(本)の行為の自由に対する客観的な結果が生じざるを得ないとしても、集団行
 進による表現活動が国(本)による活動が表現活動の一側面を有することに
 金鑑みれば、そのような国(本)が普段から情報(伝達)結果(本を通じて活動すること)を

39 /
 29 /
 20 /

40. /

レポート出た？ 結局何条調った？ 表現の自由？

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点

金庫の
何の自由の
制約の
ふたつ
について

最大限に保障されるべきである。また、観察処分に付された団体(本が、そのことにより、自覚ある
行動をとることと互換性を持っているというXの発言は、観察処分により直接団体(本の活動)に何ら
かの影響を及ぼすことと互換性前提としたものといえるから、規制②には ~~目的と手段の~~
事件と同様の、目的的事的(目的的制約)ということとはならず、事実上の事件と同様の半
断片的組合を用いるべき事案とはいえない。

(2) 規制②においては、団体の活動の自由に対し直接制約を課すものであり、また、団体の
観察処分により、直接団体(本の活動)の自由に対し制約を課すことと目的とするものであり、また、
観察処分に付された団体(本)は、情報伝達結果(本を通じて自己の表現活動を自由に
行うことに着目する)と認め、表現の自由が自己実現の(面)面・自己統治の(面)面を
有する重要なものであることとすると、本件には、やむにやまれぬ利益のテストの半断片
的組合が用いられるべき事案と考えるべきである。すなわち、規制②は、その目的が
やむにやまれぬ利益のためにされるものであって、~~手段~~ 目的を達成するために
適合したものであり、~~他~~ より制限的でない(他のとり得る手段がなく、行為者に
代替的手段が残されているといえる場合に限り合憲になると考える。

3. 規制②の第1の目的は、観察処分に付することにより、観察処分に付された団体(本
がそのことを意識して自覚ある行動をとることと不足点にある。

~~事実上~~ 観察処分に付された団体(本)は、実際に問題を起した団体(本)に
組み込まれることが予想されているところ、このような団体(本)は観察処分に付されること
により、今後団体(本の活動)に際して細心の注意を払うことが期待される。しかし、
自覚ある行動を意識的に自覚ある行動をとるという点、単なる道徳的の観念
にすぎず、このような道徳的目標は、団体(本の活動)の自由を制約してまで達成され
べき利益を保護されるべき利益とはいえない。また、観察処分に付されずとも、団体(本の
名称を公表するなどの行政罰により団体(本)に自覚ある行動を促すことは可能で

38 2
46 1

7 5

オ29
自の
何の
すくわ

ある。

規制②の第2の目的は、団体の活動を事前に把握することである。観察処分は、付された団体は、実際に問題を起こした団体だけに絞り込まれることが予想される。ところが、そのような団体は、再度同様の事態を招くおそれのある団体と特定されるから、公共の安全を害する行為を実効的に抑止するために団体の活動を事前に把握することとは、団体の活動の自由を制約してはならないと主張すべきやむを得ない利益といえる。

そして、報告義務を課すことで、団体の情報（運営本部の名称）を知ることができ、事前に各都道府県の公安委員会に提出して、公共の安全を害する行為の抑止に役立てることができ、目的達成のために適しているといえる。

さらに、その期間も1年を超えない期間にすぎないから、団体は一時的に観察処分を受けて報告義務を課することとまでは、規制②は、団体名義のみでなく、その構成員が団体法を執行する場合に用いる情報（運営本部）についても報告義務を課することと内容としている。確かに、団体は観察処分に付された団体には問題を起こした構成員が必ず所属するが、全ての構成員が問題を起こしたというわけではない。また、規制②は団体の集団行進により公共の安全が害される行為がされることを未然に防止する趣旨であるところ、個々の構成員1人が集団行進に参加して生じる危険に匹敵するような危険を生じさせるとはいえない。そこで、団体の活動を事前に把握するには、あくまで団体が団体として活動する際に用いる情報（運営本部）を把握すれば足りるのである。個々の構成員に関する情報（運営本部まで）を把握しようとするのは、過剰な規制といえる。したがって、より制限的でない他の採り得る手段がないといえない。

58/2

48/1

48/1

※解答は左ページから書き始めてください。

6 ページ

裏面へ

4. 上記規制②は違憲である

以上

5

10

15

20

第

問

の~~種~~に限る。そして、その団体は、構成員の10%以上が、~~受~~害を受け、団体でもっとも、このように団体が公共の安全を害する行為と助長している団体であることか、確認されている。そして、規則②の対象となる団体の範囲には合理性がある。

(2) 次に、規則②は、団体に報告を義務付けるのは、利用している媒体の名称だけである。これは、誰もが知ることで済むのである。本来、行政が自由にみることで済むのである。侵害が団体からその構成員に及ぶとは認められない。

ゆえに、規則②は手段として相違点がある。

6. 最後に、団体の危険性の有無について、そもそも、団体の利用している媒体は誰もが自由にアクセスできるものである。団体の利用している媒体が情報提供のしきとしても、団体に及ぼす権利侵害はない。そして、団体の危険性はない。

ス以上より、規則②は合憲である。

以上

(第

問

)

設問 規制の是非

30/40

1. 規制の法. 国民の「顔と隠して集団行動に参加する権利を侵害し違憲ではないか.

2. 憲法21条1項は表現の自由の一大内容として集会的自由を保障している。集会的自由は、多数人が、共通目的を有して集合し、互いに意見交流を図ることで表現の自由の保障根拠と自己実現に及び、自己実現の達成に資するといえる。

集団行動は、共通目的を有して集合した多数人が対外的に共通の主張を発信することを目的としたり、上記集会的自由の一大要素として憲法21条1項の保障範囲に含まれる。特に、「顔と隠すこと」で表現は匿名性を帯びることになる。一般的に匿名性を保障することによる表現活動は促進され、より積極的な表現活動が出現する。good!!
したがって、「顔と隠して集団行動に参加する自由は表現の自由の保障を全うしているから、憲法21条1項により保障されていると解する。

3. 本件法案第3. 第45条規制の部分は、集団行動において顔面を覆う行為をいかなる場合と定めて、顔と隠して集団行動に参加することを禁止している。したがって、上記自由は、規制の1により制約されている。

4. では、本件規制の1による上記自由の制約は、正当なためか。
違憲審査基準が問題となる。

~~本件規制は権利を集団行動の自由であり、それは~~

確かに、規制の1の目的は集団行動において公共の安全を確保

1百

46

100

設問1は口頭で述べた通り (合巻答案)
設問2は事後学習

Scanned with CamScanner

行為が行われることを抑止する点にあり、表現行為・表現内容に着目して表現行為を規制する点にはない。すなわち、本件大規則は間接的・付随的に規制であり、表現行為の規制態様としては、決して強力なものではない。

しかし、規制により結果的に顔を出さざる形での集団行進に参加できなくなり、集団行進に参加し得ないことが就職活動や日常生活において不利益を被ることを懸念して、集団行進自体がその活動性を失うことが予想される。その結果、さらに民主政に参画して自己意見を言う場面において行使される集団行進の自由が制約されることになり、これは精神的自由権の中核を占めるものであり、極めて重要である。

また、「顔」の情報は、個人を特定することができ、核心的な情報であり、その開示の有無は、人格的生存に結びつく重要な事項であり、慎重に判断するべき性質を有する。

以上より、本件大規則の目的が、やはり中立的な公共の利益にあり、その手段が、目的との関係で必要最小限度であり、これに限り合憲であると解する。

5. (1) 目的

本件では、大規模デモにおいて、~~顔~~顔を隠した参加者の一部が、商店のショールームを破壊する。ゴミ箱に放火するなどの暴力的行為を行おうとした。加えて、顔を隠した参加者の一部が警察官を負傷させ、逮捕される事態が発生していた。この状況を

にある。大規模デモの最中に暴力的デモ行為が散発的に
行われることから、そのデモ行為と行路と事前に把握し対応する
が困難であり、被疑者の特定が難しいことから、逮捕者は、
暴力的デモ行為を行った者の一部に留まっていた。

本件規制は、これらの公共の利益を害する事態の発生を防止抑止
する為に顔を隠すことを禁止したものであり、その目的は、特にデモの
集約価値において公共の利益にありと見える。

(2) 手段

本件では、顔を隠す状態にある被疑者の特定は困難であり、逮捕
を逃れることができてしまう事情から、暴力行為を助長した逮捕行為が
増長してしまうと見える。したがって、公共の利益を守るには、顔を隠す
ことを禁止することは必要である。

確かに、大部分の参加者は、平穏デモ様式でデモに参加しているのに、
~~本件~~ 平穏デモ参加者を含め顔を隠すことを禁止する~~こと~~は、
過剰な規制であると思える。また、顔を隠すことで初め、日常生活
においてもデモの参加による不利益を受けずに済み、安心してデモに
参加している参加者がいると見えるから、その参加者にとっては、デモ参
加の利益を完全に等しい規制であると思える。

しかし、平穏な参加者が暴力行為を目的として参加者は、暴力行為
が行われるその時点まで判別不可能であり、これを禁止するに
全面的に禁止することは、合理性を有する。また、デモの参加
による不利益は、甘受するものの、発生する公共の利益の

侵害と比べると、その発生が確定している部分から、不利
益の程度は小さい。

また、規制のは、いつしかその顔を隠すことを禁止する
ものでなく、感染症対策や健康上の理由でマスクをする、信用上
の理由が顔を隠すといったことは「正当な理由」がある場合では
ない、許容されている。したがって、規制は最小限に留められ、
相当性がある。

※よって、手段は目的達成のために、必要最小限に留められている。

3) 以上から、目的はやはりやむを得ない公益の利益にあり、手段は
目的との関係で必要最小限度に留められ、合規性の論議である。

規制②について、団体構成員の

1. 規制②は、団体の、団体の活動の場や利用に付随して
LINEやSNSのアカウント等を把握せざる権利を侵害し、違憲
ではない。

2. 憲法上明文で保障されている権利は、いわゆる個人の人格的存在
に不可欠な権利である。そして、直接明文で規定がなくとも、人格的存在
に不可欠な利益は、憲法13条により保障されると解する。

憲法13条は、現代の情報化社会における情報の要保護性に着目し、

個人の意に反して自己の情報を収集・管理・利用せざる権利であり、
自己情報コントロール権を保障していると解する。

~~団体~~ ^{したがって} SNSのアカウント等の発信内容を把握せざることは、

自己情報コントロール権の一要素として保障されている。

3. したがって、規制②により、サービスの利用に当たって利用される
ては氏名、住所、メールアドレス等の情報が把握される訳である。
また、SNSでは、サービスの利用者であるが自由に閲覧して設定
で主張の発信がなされている場合があり、その場合、発信内容を
把握するに当たっては、発信者に対して許可を求めたり、権利の行使
が存在するとも思える。

(42)
2

しかし、SNSのアカウントの発信内容が体系的・系統的
に把握されることで、対象とする構成員の日常生活、信条、
思想、行動範囲その他様々な情報が国家に把握される
ことになり、情報が集約されることにより、プライバシーと保護性
の高い情報が完成するといえるから、人格的利益そのものに及ぼす
制約が認められる。したがって、自己情報コントロール権の観点
から、SNS等の発信内容を把握する権利の制約が認められる。

(45)
1

(48)
1

4. 当該権利制約は正当化される。

規制②は、構成員のSNSの発信内容を体系的・系統的
に把握することにより、侵害態様は重い。

侵害する プライバシー権の性質としては、要保護性の高いプライバシー核心
情報が情報の集積とともに把握されるといえる。重大である。

(51)

また、もとより、SNSに投稿をするかどうかは、その構成員の
自由にかかっているであり、投稿する内容も、プライバシー性の高い
情報を避けて投稿すれば良いから、侵害はとて限られる。
そこで、①目的が重要で、②手段が目的との関係で、

3/5

(?)

中(中)審
に依り
理由が
充分な
しる

実質的関連性を有いふは合憲であると解する。

5. 目的

本件は、公共の安全を害する行為を実効的に抑止
することが規制②の目的である。この目的は、公共の福祉
の実現のため重要である。

②手段

念は団体には及ばない
団体の

規制対象とす団体は、SNS等に限りず、様々
で公共の安全を害する行為を助長すること
が予想される。

代表者や幹部に限りず、構成員個人のアカウントを使
て発信することから考えらる。このうち
最も容易に、公共の利益

が害されることが防止には、個人のSNSアカウントの発信
内容も含め、組織的・系統的に把握する必要が
ある。

また、対象とす構成員とは、組織の活動に系統的
に参加している者を想定し、SNSをツールに
集団

行為に参加している者のみを含まない。
また、対象とす団体は、過去5年以内
にあって、法律第

骨子第2の2に掲げる行為のいずれかを行
い、処罰された構
成員が、全体の10%以上を占める団体とす。
以上のことから、規制対象は、相当程度限定され、
合理的と認めらる。したがって、目的との関係で、手段は
実質的関連性を有している。

(3) 本件は、①目的が重要、②手段が目的との

この関係は、実質的関係と有(る)の、か、合意(した)。

59

60

1/2